

令和3年度

定期監査報告書

下松市監査委員

下松監第1号
令和4年2月3日

下松市長 國井 益雄 様
下松市議会議長 中村 隆征 様
下松市教育委員会教育長 玉川 良雄 様
下松市上下水道事業管理者 古本 清行 様
下松市選挙管理委員会委員長 相本 尚志 様
下松市農業委員会会長 清水 守 様

下松市監査委員 棟近 昭典
下松市監査委員 高田 悦子

令和3年度定期監査結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づき、下松市監査基準(令和2年下松市監査委員基準第1号)に準拠して、定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により、その旨を通知してください。

定期監査の結果報告

1 監査の期間

令和3年5月6日から令和3年11月10日まで

2 監査の実施日及び対象課等

実施日	課等	実施日	課等
5月6日	人権推進課	7月28日	東陽小学校
5月11日	あおば保育園	7月29日	下松中学校
〃	児童センターわかば	8月3日	中村小学校
〃	潮音保育園	8月4日	久保小学校
5月12日	子育て支援課	8月5日	公集小学校
5月13日	消防本部	8月20日	上下水道局
5月26日	市民課	8月24日	契約監理課
5月27日	情報統計課	8月25日	税務課
6月1日	生活安全課	9月28日	生涯学習振興課
6月2日	農業委員会事務局	9月29日	学校教育課
6月29日	福祉支援課	9月30日	教育総務課
7月1日	長寿社会課	10月27日	住宅建築課
7月6日	議会事務局	10月28日	都市整備課
7月7日	農林水産課	10月29日	土木課
7月8日	産業振興課	11月1日	財政課
7月13日	久保公民館（出張所）	11月2日	地域政策課
7月14日	花岡公民館（出張所）	11月4日	地域交流課
7月15日	笠戸島公民館（出張所）	11月5日	防災危機管理課
7月20日	会計課	11月9日	企画政策課
7月27日	下松中央公民館	11月10日	総務課
〃	図書館		

3 監査の場所

監査委員事務局、

各保育園、消防本部、各公民館、図書館、各小中学校、上下水道局

4 監査を実施した監査委員

棟近 昭典

高田 悦子

5 監査の方法

予算の執行、収入・支出、契約、現金等の出納保管事務及び財産管理等財務に関する事務の執行について、提出を求めた関係書類に基づき監査を実施した。

監査に当たっては、財務に関する事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかを主眼に担当職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

全般的に財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に行われていると認められたが、事務の一部について、次のとおり検討・改善を要する事例が見受けられた。

なお、指摘には至らなかった軽微な事項については、監査実施後に口頭で改善を促したので記述を省略した。

(1) 随意契約ガイドラインの策定について

随意契約は、その必要性が認められる場合に限り得る例外的な契約方法であるため、地方自治法施行令において随意契約によることができる要件が定められている。その要件は、同施行令第167条の2第1項第1号から第9号まで限定列挙されているが、契約事務の執行にあたっては、一定の要件に該当した場合に限定した厳密な運用が求められる。

定期監査で執行伺の確認において、次のような一部不適切とみられるものが見受けられた。

- ①第1号（少額の契約）が、第2号以下の要件より優先適用されていない。
- ②第2号（入札に適さない）と第6号（入札すると不利）が、類似しているため、担当課によって適用の判断が異なる。
- ③1者随意契約の場合、特定の業者を選定した理由を明確に記載していない。
- ④見積書の徴取についての運用が徹底されていない。

随意契約については、過去の定期監査報告書でも同様の指摘をしており、抜本的な改善のためには、契約監理課において「下松市随意契約ガイドライン」を作成し、具体的かつ客観的に適用要件を定め、根拠法令や理由の解釈が、庁内において統一かつ公正に行われるための指針とすべきである。

早急に当該ガイドラインを策定し、当該ガイドラインに基づき、随意契約理由等の十分な確認と内容の精査に努められたい。

(2) 備品の区分について

物品の分類については、行政実例（昭和38年12月19日自治庁行発第93号）により、地方公共団体において適宜分類してもさしつかえないとされている。

本市の備品の区分については、下松市財産管理規則第31条第1項第1号で規定し、別表で分類している。

しかしながら、当該別表において、全部で21個の類別のうち7個の類別のみに「1品の価額がおおむね1万円以上のもの」と規定しているため、備品の基準が曖昧となり会計処理に混乱が生じている。

例えば、数千円の扇風機（冷暖房器具類）やストップウォッチ（測定計量器類）の支出費目として、類別か価格のどちらを優先させるかで、備品と消耗品の両方が散見される。

また、別表（備品の分類）については、電算機器類や中央制御装置等、類別や品名の名称が旧式化しているため、最新の名称に改めるべきである。

同規則を改正し、備品の区分について価格の基準を全体に係る基準とし、分類表を大分類・中分類・小分類に整理するなど、区分の明確化を図ってもらいたい。

7 おわりに

今回の新型コロナウイルス感染症がもたらした様々な生活様式の変化については、従来の行政手法を見直す契機と捉え、ICTを活用した業務の効率化や市民サービスの向上を図るなど、新たな時代に合った行政システムの構築に積極的に取り組んでもらいたい。

今後とも引き続き、新型コロナウイルス感染防止や災害防止の対策にスピード感をもって対応し、職員一丸となって創意工夫のある取組を計画、実施することで、市民が安心して生活できるための業務の執行に尽力されたい。